

町田市立鶴川第三小学校

新1年生入学説明会資料

お子様のご入学も間近になり、保護者の皆様も希望と期待に胸をふくらませていらっしゃるのと存じます。一方、初めて小学校へ入学させるご家庭は、何かと不安もおありでしょう。

本校では、楽しい集団生活が過ごせるように準備を進めています。お子様の元気なご入学を職員一同、心からお待ちいたしています。

資料目次

- 1 入学式について
- 2 入学までにできるようにしたいこと
- 3 入学までに準備すること
- 4 入学後の生活
- 5 健康面について
- 6 学校給食について

別紙

○就学援助について

○教材費等振替について

○交通安全について



※ 教科書及び、本日配布以外の各種書類は、入学式にて配布致します。

1 入学式について

- 1 日時 令和2年4月6日(月) 午前10時30分開式
※受付は必ず10時10分までにお済ませください。
- 2 会場 体育館
- 3 持ち物

児童	ランドセル・上履き・上履き入れ・ハンカチ・ティッシュ
保護者	就学通知書・本日配布の封筒 (<u>自動払込利用申込書・児童理解のための資料</u>) 上履き・ <u>下履き入れ</u> ・配布物(道具箱、教科書など)を入れるもの
- 4 当日の予定
 - ① 付 午前9時50分～10時10分(厳守)

場所	: 中央昇降口
	雨天時 中央昇降口中

 - ・クラス編成名簿を受け取る。
 - ・受付にて、就学通知書と自動払込利用申込書、児童理解のための資料を提出
 - ・児童は6年生に名札をつけてもらう。※必ず受付を通過してから会場へお入り下さい。
 - ② 受付終了後

児童	6年生の案内で教室へ	10時25分体育館へ移動する。
保護者	<u>お子様を6年生に引き渡したら、教室へ行かずに直接入学式場(体育館)へ</u> (10時20分までに) ※例年開式が遅れています。早めの移動にご協力ください。	
 - ③ 入学式
 - ・学校長の話
 - ・担任、職員の紹介
 - ・迎える言葉(代表委員会)
 - ・お祝いのおし物(2年生)
 - ・その他
 - ④ 式後 写真撮影(式場にて着席のままお残りください)
各家庭2名以内の保護者と一緒に、クラスごとに記念撮影
*未就学児以外の在校生は写真に入れません。
 - ⑤ 写真撮影後 クラス毎に教室にて学級活動
保護者の方も、児童の後に続いてください。
 - ⑥ 11時45分頃 下校予定
※やむを得ない理由で欠席される場合は、必ず10時までにご連絡ください。

※以下のものは学校で購入し、入学式で配布される予定ですので購入しないでください。

・連絡帳、連絡袋	・名札	・国語、算数のノートの一冊目
・自由帳	・探検バッグ	・防犯ブザー
・粘土、粘土板	・道具箱	・色鉛筆
	・のり	・クレパス

2 入学までに できるようにしておきたいこと

1 規則正しい生活について

- ・ 決まった時刻に自分で寝たり起きたりする。
- ・ 自分できちんと身支度を整える。
- ・ 朝食を必ずとる。
- ・ 自分で洗面、歯みがきをする。
- ・ トイレへは自分で行き、後始末までできるようにする。
(排便はできるだけ朝のうちに済ませる)
- ・ うがい手洗いをきちんとする。
- ・ 紐が結べるようにする。(ちょうちょう結び)
- ・ 立ったままで靴を脱いだり、履いたりする。
- ・ 脱いだ靴を下駄箱にしまう。

学校のトイレは洋式が主です。
和式トイレ、男子は立って小便をする便器の使い方を練習しておいてください。

2 話すこと 聞くことについて

- ・ 名前を呼ばれたら、「はい」と大きな声で返事をする。
- ・ 「おはようございます」「さようなら」「ありがとうございます」などのあいさつをする。
- ・ 「〇〇を忘れました」など、自分が困っていること、必要なことをはっきりと話す。
- ・ 人の話を最後まで聞く。
- ・ 友達は〇〇さん、〇〇くんなどと呼ぶ。

3 服装 持ち物について

- ・ 活動的な服装にする。(運動しやすい靴)
- ・ 衣服の着脱の際、きちんとたたむ。(自分で脱ぎ着できる衣服にしてください。)
- ・ ランドセルの扱い方、学用品の出し入れに慣れる。
- ・ 自分で傘をさしたり、たたんだりする。(折りたたみ傘も)
- ・ ハンカチ、ティッシュを身に付ける。
(なるべくポケットのついている洋服を選んでください。)
- ・ 自分の物と人の物の区別がつくようにする。
(持ち物には全てひらがなで記名してください。1年生のうちは、靴下やシャツ等の落し物がみられます。)

4 こんなことも…

- ・ 通学路を覚える。(入学前にお子さんと実際に歩いてください。)
- ・ ひらがなで書かれた自分の名前を読む。
- ・ 箸を正しく持ち、お椀をもって食事をする。
- ・ 安全ピンを付け外しできる。(名札をつけるため)

3 入学までに準備するもの

記名は大きくはっきりと、見やすい場所に、ひらがなで書いてください。
(学習用品はお子さんが学習に集中できるように、ご配慮をお願いします。)

1 ランドセル

2 ふで箱(箱型で実用性を基本に、鉛筆が1本ずつ収納できるもの)

- ・鉛筆(2B)4~5本(キャラクター柄のない角柱のもの)
- ・赤鉛筆 1本 ・消しゴム1個(白い物)

※ものさしは学習が進めば必要になります。鉛筆キャップはいりません。

3 はさみ

(お子さんの手にあったもの:特にお子さんが左利き用を使用する場合)

4 下敷き(キャラクター柄のないもの)

5 上履き(サイズがピッタリのもの)

- ・つま先上面と、かかと背面に平仮名で記名★右図参照

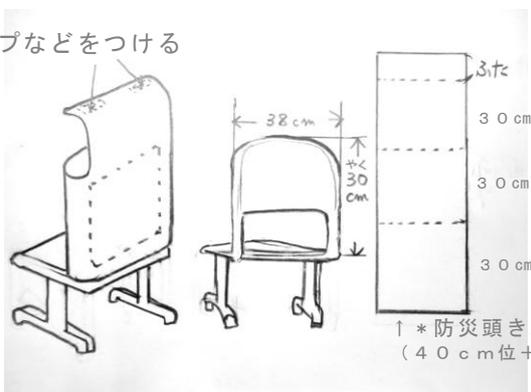
6 上履き入れ(フックにかけやすいように、紐は幅の狭いものを)



7 防災頭巾(カバーをつけて椅子の背につけられるように)★下図参照

*防災頭巾は、自分でかぶれるよう練習しておいてください。

マジックテープなどをつける



少しゆとりをもって、
作ってください。

8 体操着

(赤白帽子、白の半そで、紺の短パン)

- ・布に学年、クラス、ひらがなの名前を書き、体育着の胸の部分に縫い付けてください。
(★右下図を参照)※胸の名前は8×12cm程度の大きさでお願いします。)

9 体操着袋 上記のものが入る巾着のようなもの。

(寒くなるとトレーナーを入れることもあるので、余裕のある大きさがよいです)

10 給食袋

(毎日持ち帰り使用する物なので2~3組必要です。中に給食セットを入れます)

- 給食セット
- ・給食ランチョンマット 40cm×60cmくらい
 - ・マスク(使い捨てタイプでないもの)
 - ・給食用ミニタオル(口を拭くのに使います。)

11 手提げ袋(2つ用意しておくといいです)

- ・週の始めと終わりに、上履き、体育着などをまとめて入れるのに使います。
- ・図書時間に借りた本を持ち帰るために使います。



4 入学後の生活

- 1 登校時刻 午前 8 時～ 8 時 1 5 分

校舎開扉 8 時 1 0 分

始業 8 時 2 0 分

※ 8 時 1 0 分より前に校舎の中へは入れません。(雨の日は早めに校舎を開扉することがあります。)

- 2 4 月中の時間割や持ち物などの連絡は、学年だよりに記載しますので、それにしたがってご用意ください。

- 3 欠席・遅刻・早退・体育の見学等は、連絡帳で必ずお知らせください。

- ・遅刻、早退時は保護者の方が教室まで送り迎えをしてください。
 - ・連絡帳を届けてくれる子をできるだけ早めに決めてください。
 - ・中央公園側の校門は 8 時 3 0 分に閉まります。
- 遅刻の時は正門(プール脇の門)から入るようにしてください。

- 4 通学路を守って、登下校させてください。

※入学後 2 週間程度、集団下校します。

※学童を利用する子は、学童に行く日とまっすぐ帰る日を当日の朝、本人と一緒に確認しておいてください。

※1 学期間は、学童を休む人は、利用しない日のみ担任にご連絡ください。

- 5 事故防止のため、登校後は忘れ物があっても家に取りには帰ることはできません。

- 6 下校後は、原則として、学校に忘れ物を取りに来ることはできません。

その他

* 提出していただく「児童理解のための資料」は、緊急時の連絡等に使用します。

入学まで不明な部分(クラス、番号等)は、空欄のまま提出してください。

* 就学援助の申込用紙は、全員に配布します。

5 健康面について

心身の準備を

はじめに

- ① 心とからだの成長は、互いに影響しあい、その基盤は生活の中にあります。

子どもの生活 ⇒ 「寝る」「食べる」「出す」「学ぶ」「遊ぶ」「働く」

子どもらしく、心もからだも健康に育つには、これらの一つが欠けたり、どれかに偏ったりしない、バランスのとれた生活リズムづくりが大切です。

- ② からだづくりは、成長発達過程にある「今」が重要な時期です。
③ 自分で健康管理や生活改善が出来る子どもに育つように、手助けしてあげてください。

入学前に

◎より良い健康状態で入学しましょう

- ・就学時健康診断で見つかった病気等は、治療・検査・相談を受けて入学に備えましょう。就学にあたり、お子さまの健康について、ご心配なことなどがありましたら、学校長や養護教諭にご相談ください。
- ・心臓病・腎臓病・けいれん・ぜんそく・アレルギー等で主治医より運動や生活に配慮が必要といわれている方は所定の用紙に記入・提出していただくことになっています。お申し出ください。
- ・麻疹等の予防接種がまだすんでいない人は、入学前に済ませておいてください。

元気に学校生活を送るために

◎生活リズムの確立を！

早寝・早起き・・・寝る子は育つ

*眠りは、体や脳の疲れをとるだけではありません。

- ・寝入ってから90分後ぐらいの深い眠りで、成長ホルモンが分泌されます。
- ・昼間の学習が整理され、脳や体に刻まれます。
(蛋白質の合成・記憶の整理)
- ・PM10時～AM2時頃、肌が生まれ変わり、傷口も修復されます。(皮膚の細胞分裂)

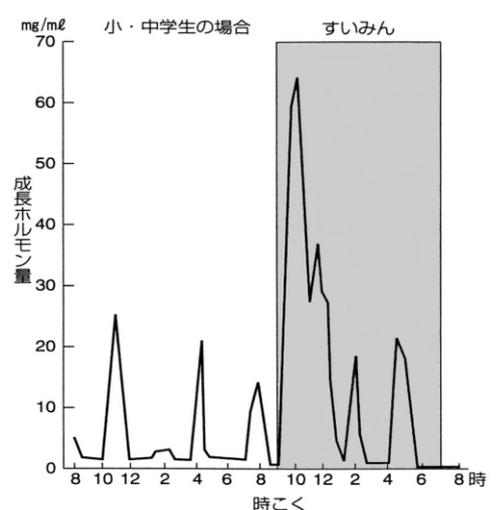
*低学年に必要な睡眠時間は、約10時間です。

遅くても、夜9時ごろまでには寝るようにします。

- *明け方の浅い眠りでは、体を活性するホルモンが分泌され、体温が上昇し、体や脳が目覚め、やる気がおきてきます。しっかり目覚めるまでに、約90分から2時間かかります。遅くとも7時までには起床します。

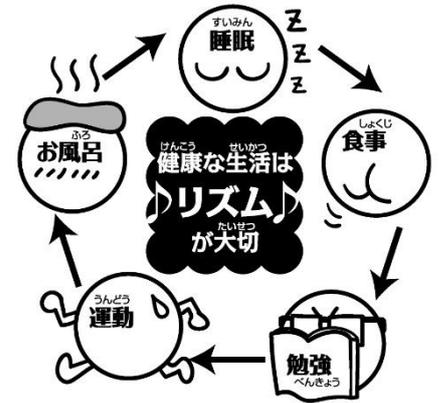


④ すいみんと成長ホルモン



朝食は、やる気のもと

- ・ 三度の食事の中でも、**朝食は一日の活動源**として、また、体のリズムの上からも欠かせません。朝食摂取によって、血糖値が上がり、元気が出ます。
- ・ 脳のエネルギー源として必須の「血糖」は、睡眠中は低下しているため、朝食はでんぷん質を、それも粉食より腹持ちの良い粒食（ごはん）を含めることをお勧めします。
- ・ 一日30品目、バランスのとれた栄養をとる事は、健やかな成長、健康のためにももちろん大切です。



排便習慣は、作られる

- ・ 排便をコントロールできるのは人間のみ可能なことです。時間帯を決め、**一日一回は排便する（トイレでがんばる）習慣**をつけさせてください。
- ・ 便秘は、内臓の働きをくるわせ、頭痛・腹痛や肩こりなどの健康障害にもつながっていきます。野菜を食べなかったり、柔らかい物ばかりを食べていると便秘になりやすくなります。低学年では、一日に1～2回排便します。

学び・遊び・働く（お手伝い）

- ・ 人間は、脳の重さ（体重の2.5%）や脳細胞の数（140億）など仕組みは皆同じで脳の働きは、脳細胞をつなぐ連絡網がもとになります。それは、10才頃に出来上がります。
- ・ 様々なことを学習する（学問する）ことももちろん脳の鍛練になりますが、脳は随意筋と共に発達するといわれるように、全身を使う遊びや力仕事は、体の発達だけでなく脳の発達にも関与します。（全酸素量の20%は脳で消費しています）
- ・ 外で元気に遊ぶことは、「足は第2の心臓」といわれるように、心肺機能の発達を促します。またそれだけでなく、視力や皮膚機能の発達にも関与し、さらに仲間と遊ぶことで、社会性を育てていきます。社会の中で、多くの人とかかわりながら生活していく中で、人は人間らしく成長していくのです。

◎ 身辺の自立と衛生習慣の確立を！

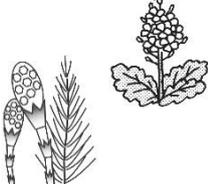
「気持ちいい」感覚を身につける

- ・ すっきりした目ざめや洗面、排便、歯磨き、鼻をかむ、爪を切る、お風呂に入るなど、“忘れると気持ちが悪い”と感じられるようになるまで、習慣化できるといいですね。「気持ちいい」体験をしていると、またそこに戻ることが出来ます。

からだの事を自分で考え、対応できる訓練をする

- ・ けがをしたり具合が悪いとき、自分から「どうして欲しいか」を訴えられること や、「**どこが・どんなふうに・いつから・どうして**」などが言えることは、自己管理への第一歩です。すぐには難しいですが、学校でも取り組んでいきます。

（ただ薬を与えるなどの処置をするだけでなく、一緒に考えてあげることも大切です）



何かご心配なことやわからないこと等がありましたら、どうぞ遠慮なくおたずねください。



保健室は

- 児童が心身ともに健やかに成長していくための、健康管理・健康に関する指導等の中心的役割を持っています。
 - 学校でけがをしたり、具合が悪くなったときの、応急処置をしています。
- なぜ けがをしたのか、その時はどうすればよいのか等、応急処置も学習の機会の一つと考えています。



***けがをしたとき** ⇒ ・基本的に、その日に学校で負ったけがについての応急処置をします。その後の治るまでの継続的な手当ては、ご家庭でお願いします。



- ・けがの程度により、医療機関を受診したほうがよいと思われる時は、ご家庭に連絡を取り、受診することもあります。基本的にはかかりつけの医療機関となりますが、かかりつけがない場合や保護者の方と連絡がとれない場合、また急を要する場合は、学校医か近くの医療機関で診てもらいます。保護者の方にはできるだけ早く学校へきて（又は医療機関に直行して）いただきます。

***登校後具合が悪くなったとき** ⇒ ・必要に応じて、安静にしてしばらく様子をみます。楽になったら学習を続けますが、熱の高い時や下痢・嘔吐・痛みのひどいときなど、



- その後の学習活動が続けられないと思われる場合や、感染症が疑われる時には、ご家庭へ連絡をさせていただきます。安全上も児童一人での早退はできませんので、その場合にはお迎えをお願いします。

***緊急連絡先について** ⇒ ・入学式後に、「健康調査票」を配布します。けがや不調等の時の連絡に備え、日中に確実に連絡がとれる連絡先をお知らせください。携帯電話のほかにも自宅や勤務先の電話番号もご記入いただくと、緊急時に大変助かります。また、提出後に変更や追加がある場合は早めにお知らせください。日頃からお家の方の居場所を伝えておいてください。



☆日本スポーツ振興センターについて

- ・学校管理下（登校から下校まで）でけがをし、医療機関にかかった時に、そのけがに対する医療費全額の約4割が、後日支給される制度です。（詳細は、プリント配布）
- ・保険診療での、治療が終わった段階で、**総治療費 5,000 円（保険診療自己負担3割額で1,500 円）以上かかった場合に給付されます。未満は給付の対象外になります。**
- ・この制度を利用する場合は、**町田市の「義務教育就学児医療費助成制度（☑医療証）」と重複しての申請はできません。学校管理下でのけが等で医療機関受診の際には、☑医療証を使用せず、保険証のみで受診してください。**
- ・申請に必要な書類は、学校にありますので、お申し出ください。

☆学校感染症について

- ・学校感染症と定められている病気にかかった場合は、必ず学校に連絡し、早期回復・感染防止のため学校はお休みさせていただきます。この場合は、欠席ではなく出席停止（欠席日数に数えない）になります。

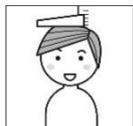


出席停止となる病気

- ①百日咳 ②麻疹（はしか） ③流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
- ④ウイルス性肝炎 ⑤風疹（3日ばしか） ⑥水痘（水ぼうそう）
- ⑦咽頭結膜熱（プール熱） ⑧流行性角結膜炎 ⑨急性出血性結膜炎
- ⑩溶連菌感染症 ⑪インフルエンザ ⑫感染性胃腸炎 等

- * ①～⑩の病気の場合は、学校に用意してあります「登校許可証」に医師の証明をもらい、登校時にご持参ください。「登校許可証」は、町田市医師会会員の医療機関では無料で証明が受けられます。その他の医療機関にかかれる場合は、学校へ個別にご連絡ください。
- * ⑪インフルエンザと⑫感染性胃腸炎 等については別扱いで、上記の登校許可証は使えません。学校に用意してあります「罹患報告書」、「出席停止届け」に、医師より登校許可が出たことを保護者の方が記入し、登校時、持参させていただきます。

☆定期健康診断について



- ・学校では、毎年春（4～6月）に定期健康診断を行います。入学後、健康診断予定表をお配りしますのでよくお読みいただき、衣類や提出物のご準備をお願いします。
- ・診断時は、衣服の着脱が多くなります。靴下や下着にも記名をお願いします。
- ◎健康診断に先立ち、「健康調査票」をお配りします。既往症、持病、アレルギー、最近一年間の健康の様子、学校生活で健康上配慮してほしいことなど、項目にそってご記入ください。また健康調査票には、緊急時の連絡先記入欄があります。けがや不調時等の緊急連絡に備え、ご記入をお願いします。



☆健康観察について

- ・朝の健康観察は、その日一日の学校生活を楽しく過ごせるかどうかがかかっています。お子様の日頃の状態を一番よくわかっているお家の方の目で、「その日一日、皆と一緒に元気に学習や活動をすることができるか」を目安に、お子様の様子を見てあげてください。
- ・子どもは、言葉でうまく表現できないことも多くあります。目覚め・食欲・顔色・顔つき・便の状態・元気など、いつもと変わった様子はないか、注意してみてください。
- ・5月頃は、変わりやすい気候の影響や入学後の緊張・疲れなどから体調を崩しやすい時です。お家の方の笑顔が何よりの安らぎになる頃でもあります。ご配慮をお願いします。



独立行政法人日本スポーツ振興センター 「災害共済給付制度」のあらまし

町田市教育委員会

町田市教育委員会では、小・中学校の子どもたちが学校管理下で事故にあい、負傷したり、不幸にして亡くなった場合、医療費・障害見舞金・死亡見舞金などが支給されるよう独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）と災害共済給付契約を結んでいます。

この災害共済給付制度は、国・学校設置者（市）・保護者の三者による互助共済制度で、町田市では保護者の方々に負担をかけないよう、市が掛金を支払い全員の加入手続きを行っています。特に申し出がない場合は、加入について御同意をいただいたものとさせていただきます。

皆様方にご理解とご協力をお願いし、以下あらましをお知らせします。

給付の対象となる管理下と災害の範囲

学校の管理下（各教科や学校行事などの授業中、部活動などの課外指導中、休憩時間中などのほか、通学中を含む。）における、児童生徒の負傷（骨折、打撲、やけどなど）、疾病（熱中症、異物の飲み込み、漆等による皮膚炎など）に対する医療費、障害又は死亡が給付の対象となります。

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	学校の管理下の事由によるもので、療養に要した医療費総額が、5,000円（500点）以上のもの	医療費 ・療養に要した医療費総額の4/10
疾病	学校の管理下の事由によるもので、療養に要した医療費総額が、5,000円（500点）以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの （給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・溺水 ・熱中症 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病等	療養に要した費用（健康保険の自己負担分・医療費総額の3/10）＋療養に伴って要した費用（医療費総額の1/10） ・高額療養費の対象となる場合 自己負担額（所得区分により限度額が定められている。） ＋療養に伴って要した費用（医療費総額の1/10） ・入院時食事医療費の標準負担額がある場合 入院時食事医療費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により第1級から第14級に区別される	障害見舞金 4,000万円（第1級）～88万円（第14級） 〔通学中の災害の場合は2,000万円～44万円〕
死亡	学校の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円〔通学中の場合1,500万円〕
	突然死 学校の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの 学校の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの	死亡見舞金 1,500万円〔通学中の場合も同額〕 死亡見舞金 3,000万円

【給付基準】

- 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、**初診から最長10年間**行われます。
- 上表の「療養に要した医療費総額」とは、健康保険診療でいう10割分のことで、「5,000円（500点）以上のもの」とは、初診から治ゆまでの医療費総額（調剤薬局での支払いや、数ヶ月にわたった場合の治療費の合計）が5,000円（500点）以上のものをいいます。
- 給付を受ける権利は、その**給付事由が生じた日から2年間請求を行わないときは、時効によって消滅します**。例えば医療費については、**病院等を受診した月から2年以内**に請求しないと月ごとに時効となります。
- 医療費の支給範囲は、健康保険各法の規定による医療給付の範囲を基準にすることとされています。**保険外診療に当たる医療費、差額ベッド代、文書料、交通費、選定療養費等は給付の対象となりません**のでご注意ください。

学校の管理下とは

災害共済給付の対象となる「学校の管理下」は、次の場合とされています。

- ① 授業中
- ② 学校の教育課程に基づく特別活動中(児童生徒活動・クラブ活動・儀式・遠足・修学旅行など)
- ③ 学校の教育計画に基づく課外指導中(移動教室・部活動・夏休み水泳指導・学校行事など)
- ④ 休憩時間中
- ⑤ 通学中(学校の指定した通学路をいつもの方法で通学する場合。寄り道をしたり、別途の方法、例えばいつも歩いて通学するが、自転車等に乗って通学したようなときは含まれません。)

給付の対象とならない場合

交通事故、飼い犬にかまれた等の第三者行為による場合は、原則として医療費全額を加害者が負担することになっていますので、給付の対象となりません。

(第三者行為で病院にかかる場合は、加入している健康保険の担当者にご相談ください。)

学童保育に通っている児童

「学校から学童保育クラブ」・「学童保育クラブから自宅」までの災害は、通常の経路・時間帯であれば通学中として扱われますが、学童保育滞在中(保育中)は対象外です。

要保護世帯の児童生徒の給付金

要保護世帯の児童生徒は生活保護法による医療扶助が受けられるため、災害共済給付の医療費は給付されません。生活援護課で手続きをしてから医療機関にかかるようにしてください。

ただし、障害見舞金、死亡見舞金については、給付対象となります。

給付金の請求と支払い

児童生徒が給付対象となる災害を受けた時は、療養点数や内容を記入する用紙「医療等の状況」等を学校から受け取り、その用紙に治療終了時(長期にわたるときは月ごと)に医療機関から必要事項の証明を受け、給付金受取先口座を記入した「振込依頼書」を添付して学校へ提出してください。

医療機関によっては、「医療等の状況」等の証明にあたって文書料(保護者負担)が発生する場合がありますので、必ず事前に確認のうえ受診してください。

「医療等の状況」等の申請書類は、学校から市教育委員会を経由し、センターに提出されて審査を経て給付決定(または不備決定・不支給決定)を受けることとなります。給付金のお支払は「振込依頼書」に記載いただいた保護者口座へ町田市(町田市会計管理者名義)から振込となります。学校へ用紙を提出されてから給付金をお受取りになるまでの期間は、通常3ヶ月程度です。

なお、審査で不備となった場合は、申請書類はいったん返却され、確認や書類修正のうえ再度申請が必要です。医療機関に確認いただく等、お手数をおかけすることもあるかもしれませんが、あらかじめご了承ください。

親(子)等の医療助成制度の利用について

学校管理下で発生した負傷・疾病の医療費総額が5,000円(500点)以上であれば、健康保険の自己負担分+加算分を災害共済給付制度から給付を受けることができるため、**親(子)**医療制度よりも災害共済給付制度が優先となりますので医療証を使用せず受診し、災害共済給付の申請をしてください。**親(子)**医療制度と災害共済給付制度から重複して給付を受けた場合、重複分を返還していただく必要がありますのでご注意ください。)

学校管理下の負傷等と認められなかったり、医療費総額が5,000円(500点)未満だった場合等、災害共済給付の対象とならなかった場合は、**親(子)**医療制度からの支給を申請することで医療証による助成分を事後に受け取ることができます。(都外の医療機関を受診したときと同様の手続き)

※**親(子)**医療制度の事後給付手続き先：町田市役所子ども総務課(TEL 042-724-2139)

給付決定に関する不服審査請求について

給付決定に対して不服がある場合は、決定を知った日の翌日から起算して3ヵ月以内に文書又は口頭で、センターに対して不服審査請求ができます。

その他

この「あらまし」は概要をお知らせするものです。給付については、個々の請求ごとにセンターの審査により決定されます。詳細については、センターのホームページをご覧ください。

※日本スポーツ振興センター「学校安全Web」 <http://www.jpnsport.go.jp/anzen/>

「全国市長会」 学校災害補償保険の概要

町田市教育委員会
2020年1月改訂

町田市教育委員会では、小・中学校の子どもたちの学校管理下での負傷等に対する医療費等が支給されるよう独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。さらに保護者の皆様の負担を減らすため、日本スポーツ振興センターの上乗せの保険となる「全国市長会」学校災害補償保険に加入しています。

学校災害補償保険は、全国市長会が保険契約者となり、加入を希望する市をとりまとめ一括して保険会社と契約を結び、市が掛金を負担し、全員の加入手続きをしています。

なお、これは概要をお知らせするチラシです。すべての保険内容が掲載されているわけではありませんので、あらかじめご了承ください。

◎補償保険の対象となる災害

学校の管理下(日本スポーツ振興センターの規定に準拠)にある者(児童生徒の他、第三者を含む)について急激かつ偶然な外来の事故により死亡や傷害の事故が発生した場合において、保険金が支払われます。補償保険金は日本スポーツ振興センターの給付金と併給されます。

※第三者は保護者や住民等をいいます

◎日本スポーツ振興センターとの違い

日本スポーツ振興センターの場合は、医療費が5000円(500点)以上のものが対象ですが、学校災害補償保険は、医療費の額にかかわらず事故の日から180日以内の入院(1日以上のも)が対象となります。

※通院のみでは対象となりません。

◎保険期間

毎年4月1日午前0時から翌年3月31日午後12時までの1年間です。年度ごとに契約の更新を行うため、事故の発生した年度の契約内容に基づいた補償となります。(今後、契約内容の変更があった場合下記の保険金額が変更となる場合があります。)

◎補償保険の保険金額

(1)死亡補償保険金額 100万円

事故の日から180日以内に死亡した場合、保険金額の全額が支払われます。

(2)後遺障害補償保険金額 4～100万円

事故の日から180日以内に後遺障害を生じた場合、その程度により死亡補償保険金額の4～100%の保険金額が支払われます。

(3)入院補償保険金額

入院日数に応じて1～5万円が支払われます。(事故の日から180日を経過するまでの間に入院)

<入院補償保険金の保険金額>

入院補償保険金	
入院日数	保険金額
1日～15日	10,000円
16日～30日	20,000円
31日～60日	30,000円
61日～90日	40,000円
91日以上	50,000円

※事故発生から180日以内に入院した日数が対象となります。

※保険金額は1日あたりの額ではありません。(例:入院日数が1日の場合でも15日の場合でも支払われる保険金額は10,000円です。)

※原因事故が複数ある場合でも同一日の入院はいずれかの事故の入院日数として計算します。(同じ日について重複支払はありません)

◎補償保険の対象とならない場合

故意・病気・地震・変乱暴動などによる事故は対象になりません。
また、継続的に負荷がかかり発症した傷病は対象になりません。

◎学童保育に通っている児童

学校から学童まで、学童から自宅までは対象になりますが、保育中は対象外です。

◎要保護世帯・マル子・マル親・自由診療の場合

対象となります。

◎保険金の請求と支払

学校管理下の事故で入院したときは学校に申し出てください。学校から必要書類をお渡します。
記入していただく書類は以下の3点です。

「個人情報の取扱に関する同意書」・「保険金請求書」・「入院通院申告書」

「入院通院申告書」には入院日・医療機関名等の記入が必要になります。

入院が終了後(または事故から180日経過後)にご記入のうえ、学校へ提出してください。

※書類の提出によって保険金の支払が確定するということではありません。

※保険会社から、医師の診断書の提出を求められる場合があります。(その際の文書料は保護者負担となります)

※保険金の支払は「保険金請求書」に記入していただいた口座に損害保険ジャパン日本興亜(株)から

振込となります。書類の提出から保険金支払まで3ヶ月程度期間をいただきます。

なお、損害保険ジャパン日本興亜(株)は、2020年4月1日に「損害保険ジャパン(株)」に社名変更予定です。

6 学校給食について

＜学校給食の目標＞

- 一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 七 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

(学校給食法 第2条)

これらの目標に沿った献立を自校で作成し、衛生面に細心の注意を払いながら美味しい給食づくりに努めています。

＜食物アレルギーの対応について＞

本校では、食物アレルギーを持つ児童への対応を次のような手順で行っています。

- ① 「学校給食食物アレルギー申出書」に必要事項を記入し全員提出してください。
 - ② 除去食対応を希望する場合には、医師による「学校生活管理指導表」を提出してください。(用紙は学校で用意しています。必要な場合はお申し出ください。)
 - ③ 給食が始まる前に面談を実施し、対応を検討させていただきます。
- その他、ご相談等ありましたらお申し出ください。

＜給食が始まる前にご家庭で取り組んでいただきたいこと＞

1. 苦手な食べ物でも少しは食べられる子になりましょう。

- ・好き嫌いをしないでなんでも食べましょう。(野菜、魚、豆類、海藻類は食べられますか?)
- ・感謝の気持ちや、もったいないという気持ちを持ち、なるべく残さないで食べましょう。

2. 基本的な食事のマナーを身に付けましょう。

- ・立ち歩かず、落ち着いて座って食べましょう。
- ・上手に箸を使って食べましょう。
- ・茶碗を持って食べましょう。
- ・柑橘類の皮はむけるようにしましょう。

